| | |
|---|---|
| 令第百十二条第三項第一号の認定に係る評価 | 百五十万円 |
| 令第百十二条第十一項ただし書の認定に係る評価 | 九十四万円 |
| 令第百十二条第十八項第一号の認定に係る評価 | 四十万円 |
| 令第百十二条第十八項第二号の認定に係る評価 | 四十万円 |
| 令第百十二条第二十項の認定に係る評価 | 四十万円 |
| （略） | |
| （削る） | |
| （略） | |
| （削る） | |
| （略） | |
| 令第百三十七条の十第四号の認定に係る評価 | 九十四万円 |
| （略） | |

（備考）

一　法第二十条第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十九条第一項、令第百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

| | |
|---|---|
| 令第百十二条第二項第一号の認定に係る評価 | 百五十万円 |
| （新設） | |
| 令第百十二条第十三項第一号の認定に係る評価 | 四十万円 |
| 令第百十二条第十三項第二号の認定に係る評価 | 四十万円 |
| 令第百十二条第十五項の認定に係る評価 | 四十万円 |
| （略） | |
| 令第百十三条第一項第三号の認定に係る評価 | 百二十七万円 |
| （略） | |
| 令第百二十九条の二の三第一項第一号ロの認定に係る評価 | |
| 非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合 | 百十五万円 |
| 耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合 | 百四十八万円 |
| 柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合 | 百四十三万円 |
| 床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合 | 百五十万円 |
| 軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合 | 百十五万円 |
| 第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の認定に係る評価 | 百万円 |
| （略） | |
| 令第百三十六条の二第一号の認定に係る評価 | 四十万円 |
| （新設） | |
| （略） | |

（備考）　法第二十条第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十九条第一項、令第百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。